

交換される標本たち

－オランダ植物防疫機関 (NPPO-NL) との標本交換の記録－

土屋 慶丞*

1. はじめに

釧路市立博物館では、おもに地元の昆虫研究者や愛好家から寄贈された昆虫標本を6万点以上保管しています。収集した標本は整理分類し、調査研究や展示・教育活動などに利用されます。また、同一種の標本であってもなるべく多くの個体を収集保管しておく、多様な博物館活動が可能になります。特に、採集日や産地等が同一の「重複標本」の存在は、交換等を通してコレクションを充実させるうえで欠かせません。



写真1. ヒメヒゲナガカミキリ (NPPO-NLへ提供)

この度、オランダ植物防疫機関 (以下、NPPO-NL) の依頼を受けて、当館所蔵のヒメヒゲナガカミキリ (学名 *Monochamus subfasciatus*) とNPPO-NLが所蔵するヨーロッパメンガタスズメ (学名 *Acherontia atropos*) の標本交換が実現しました。地方の公立博物館が海外の研究機関と標本を交換する機会は少ないため、記録を残すとともに関連する条約や法令、通関手続き等についてまとめておきます。

2. 提供依頼から交換合意まで

はじめに釧路市立博物館宛のメールアドレス宛にNPPO-NLのCynthia Pronk氏より資料提供の依頼文が届きました【2020-XII-3】。依頼内容はヒメヒゲナガカミキリ標本の提供。NPPO-NLではEUが検疫対象に指定している生物の同定能力向上のため、コレクションに含まれていない対象種の標本を収集するプロジェクトを進めており、文献やデータベース調査で該当する標本が当館に所蔵されていることを確認して問合せたことが記されていました。

当館が所蔵するカミキリムシ科の標本を調べたところ、北海道東部産のヒメヒゲナガカミキリ標本が11頭存在し、同一産地のものもいくつかありました。そのため「1・2頭の標本提供は可能である」「提供する場合は所蔵標本の相互交換を希望する」旨を返答しました【2020-XII-18】。同時に、交換を希望する昆虫をいくつか挙げて提供可能か打診しました。その後4回にわたるメールのやり取りで、当館所蔵のヒメヒゲナガカミキリ (写真1) と、NPPO-NLが所蔵するヨーロッパメンガタスズメ (写真2) 各2頭を交

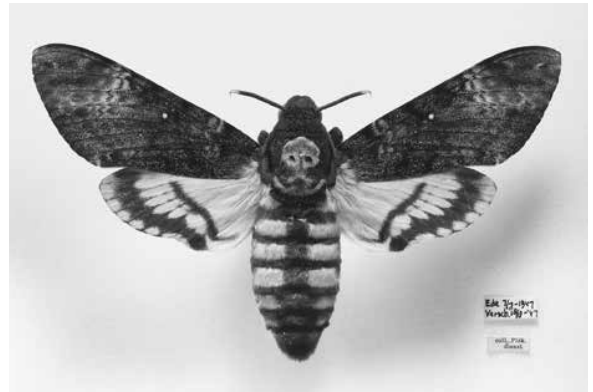


写真2. ヨーロッパメンガタスズメ (NPPO-NLより提供)

換することで合意に至りました【2021-I-10】。交換標本にヨーロッパメンガタスズメを選んだ理由として、

- ① トマトやジャガイモなどの農作物や養蜂業の害虫であるため、NPPO-NLが標本を多数所蔵していた。
- ② 日本にも近縁種が分布している。
- ③ 背中の中クロ模様が特徴的で映画「羊たちの沈黙」のポスターにも登場するなど、ヨーロッパを代表する昆虫として紹介できる。

ことなどが挙げられます。

3. 試料提供契約文書 (MTA) の締結

日本とオランダ及びEUは、遺伝資源へのアクセスと利益配分を定めた「名古屋議定書」を批准しています。名古屋議定書に対応した国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針 (ABS指針)」では、標本等の遺伝資源を海外に持出す場合は事前に「試料提供契約文書 (MTA)」を取り交すことなどの手続きが定められています。

今回は、NPPO-NLが用意したMTAのフォーマットを利用してABS指針に適合する契約文書を作成することになり、双方が署名して契約が成立しました【2021-I-14】。

ABS指針では標本等遺伝資源の移転にあたり、「遺伝資源提供国との共同研究契約書 (MOA)」及び「研究によって生じる利益配分も含めたABSに関する相互合意条件 (MAT)」の締結や、「提供国政府からの事前同意 (PIC)」を得ることなどの規定も設けられています。NPPO-NLが日本の環境省に問合せた結果、種同定目的での標本取得はABS指針が定める「遺伝資源の利用」にあたらなとの回答を得たため【2020-XII-10】、MOA及びMATは締結しませんでした。なお、日本から海外に標本を提供する場合、政

府の事前同意 (PIC) は不要とされています。

この他にも「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」など、標本の売買や譲渡を禁じる条約や法令が存在します。交換する標本が条約や法令で譲渡が規制されていないことも環境省に確認して、MTAに記入しました。

4. 標本発送と受取り

ABS指針に基づく文書を用意したので、標本の発送作業にとりかかりました。まずは当館からヒメヒゲナガカミキリを送り、NPPO-NLに到着次第ヨーロッパメンガタズメを送り返すという形で標本交換を行うことで合意しました【2021-I-19】。

輸出入のさいは通関手続きが発生します。これについてはNPPO-NLが指定する、通関手続きを行う国際宅配業者 (A社) を利用して発送することとなり、A社のWebサイトで送り状 (インボイス) や宛名ラベルを製作して発送しました【2021-II-2】。日本国内では提携する別の宅配業者が配送するため、A社の配送拠点を宛先とする伝票も集荷時に記入しました。

新型コロナ禍で欧州各国ではロックダウンが行われている時期でしたが、荷物を追跡するとドイツを経由してオランダまで順調に送られていました。ところがアムステルダムに到着した時点で、突然「送り主に返却」の表示になり【2021-II-9】、返送されてきました【2021-II-17】。

当館とNPPO-NLでA社に問合せするなどして理由を調べた結果、取扱い禁止品目に指定されている「昆虫」が入っていることをAIが自動検知し、返却扱いになったことが分かりました。A社にあらためて標本の発送引受けを依頼したところ、取扱い禁止品目を扱うグループ企業 (B社) を紹介され、B社に必要書類を提出して再発送しました。荷物を追跡すると、“3/25: B社宛にゆうパックで発送 → 3/30: B社営業所着 → 4/4: 成田発 → 4/5: アムステルダム着 → 4/29: 通関 → 5/3: 配達完了”となっています。オランダでは新型コロナウイルス対策として厳しいロックダウンが実施されており【2020-XII-15~2021-IV-27】、通関までに時間がかかっているのはその影響と考えられます。

NPPO-NLからは約束通りヨーロッパメンガタズメの標本が発送され、釧路市立博物館に到着【2021-V-18】。半年余りかけてようやく標本交換が実現しました。

5. 交換を終えて

当館にとってはこれがABS指針にもとづくはじめての標本交換でしたが、NPPO-NLのフォローもあり比較的容易に手続きを進めることができました。

その一方で検疫には時間がかかりました。日本の植物防疫法では「生きた昆虫」を検疫対象としており、標本につ

いては規制がありません。オランダにも同様の法律が存在しますが、再発送時には標本を確実に届けるためNPPO-NLに輸入許可書 (LoA) の取得を依頼しました。またB社からは検疫を通すため以下の書類の提出を求められました。

- ① NPPO-NLからの標本提供依頼文の写し
- ② 試料提供契約文書 (MTA) の写し
- ③ オランダ政府発行の輸入許可書 (LoA)
- ④ 標本の写真
- ⑤ 梱包方法の見取り図
- ⑥ 委任届兼通関業務受託に関する確認書
- ⑦ 輸出貿易管理令別表第2の36の項 (ワシントン条約) に該当しないことの誓約書

A社を含むほとんどの国際宅配業者は運送約款で「動物」を輸送禁止品目に指定しています。再発送時にA社に問合せたところ、通関業務については現在ほとんどAIが行うようになっており、人の手で行う検疫を必要とする荷物を引受けると現在のサービスを維持できなくなるため、動物及びその加工品 (標本を含む) を輸送禁止品目に指定しているとの説明を受けました。このことはNPPO-NLでも把握しておらず、実際には国際宅配業者を利用した標本発送も広く行われているようです。しかし、中身が昆虫標本であるとAIが検知した場合は発送元に返却、または廃棄処分となる可能性もあるので注意が必要です。

今回はNPPO-NLがA社に登録しているアカウントを利用して、着払いで発送しました。市町村立の博物館が国際電信為替で送料を請求することは困難なので、着払いでの発送が可能か事前に確認しておくとうまいでしょう。

最後に、標本交換によりお互いのコレクションを充実させるという当初の目的は達成されましたが、筆者の思いは複雑なものがあります。予算を投じて必要な標本を世界中から収集し、コレクションを充実させるNPPO-NLとオランダ政府。その標本収集に対する貪欲ともいえる姿勢に驚嘆する一方、日本の博物館に保管されている標本の将来については不安が募りました。標本は「遺伝資源」としてその価値が再発見され、原産国の利益を保護する国際条約も締結されています。博物館が標本を収集保管する意義は、ますます高まっているといえます。そこでまずは当館が所蔵する標本を博物館活動に利用していくことで、標本の持つ多様な価値を多くの方に知っていただく取組みが必要だと、今回の標本交換を通して強く感じました。

6. 謝辞

NPPO-NLのCynthia Pronk氏には政府諸機関への各種申請、国際宅配業者に提出する書類の作成にあたりお世話になりました。標本写真の撮影は加藤春雄氏にご依頼しました。お二人に厚く御礼申し上げます。